

「仙台市消費生活センター普及啓発用映像制作及びPR業務」募集要領

仙台市（以下「本市」とします。）では、標記の業務を受託する事業者を募集します。

公募プロポーザル方式により委託候補者を決定しますので、プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

I. 募集概要

1. 業務の概要

件名	仙台市消費生活センター普及啓発用映像制作及びPR業務
業務目的	消費生活に関するトラブルの相談窓口として、当センターの業務について幅広い年代に周知を図るほか、民法改正による成年年齢引き下げに伴い、消費者トラブルの増加が懸念される若年層への啓発を目的とする。
業務内容	主な業務内容は以下のとおりです。 ※詳細は別紙仕様書をご覧ください。 (1) 普及啓発用映像制作 (2) 上記映像を使用したPRの企画・実施
契約形態	委託契約とし、契約期間を契約締結日から令和4年3月31日（木）までとします。
予算規模	2,000,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。 ※制作にあたり、使用料、著作権料、出演料等が発生する場合はその金額を含む。
委託者の選定方法	公募型プロポーザル方式により、提案内容を審査委員会にて評価し、最も評価の高かった提案者を委託候補者として選定します。

2. 主な募集スケジュール

募集要領配布	令和3年7月30日(金)～	本市ホームページから入手ください。
質問書提出期限	令和3年8月6日(金)17時	様式第1号により提出ください。回答は本市ホームページ上で行います。
参加表明書の提出期限	令和3年8月20日(金)17時	様式第2号及び様式第3号により提出ください。
提案書等提出期限	令和3年9月8日(水)17時	郵送の場合は同日同時刻必着とします。
プレゼンテーションによる審査及び選定	令和3年9月10日(金)	詳細な時間につきましては、別途連絡します。
審査結果通知	令和3年9月14日(火)予定	

II. 応募資格

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村民税を滞納していないこと)。

III. 申込手続き等

1. 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問票(様式第 1 号)に記載し、E メールにて問い合わせ先(P5 参照)まで送信してください。電話・ファックス・郵送・持参等は認めません。

なお、E メール送信の際は、件名を「仙台市消費生活センター普及啓発用映像制作及び PR 業務」と記載すること。

質問受付期間：令和 3 年 8 月 6 日(金)17 時まで

質問への回答は、質問者名を伏せた上で、本市ホームページ上で公表します。

なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。

2. 参加表明書の提出【必須】

本事業の受託を希望される方は、次の書類を作成し、ご提出ください。

《提出書類》

- | | |
|--------------------|-----|
| ①参加表明書(様式第 2 号) | 1 部 |
| ②企業等概要説明書(様式第 3 号) | 1 部 |

《提出方法》

直接持参または郵送

《提出先》

V. 2 「問い合わせおよび提出先」参照

提出期限：令和 3 年 8 月 20 日(金)17 時必着

3. 企画提案書の提出【必須】

参加表明書を提出後、次の書類を作成し、ご提出ください。

《提出書類》

- ① 企画提案書（任意様式） 7部（社名有 1部、社名無 6部）
※人員体制、類似事例を記載すること。
- ② 見積書（任意様式） 1部
※業務内容項目ごとに経費の内訳を記載すること。
- ③ 業務スケジュール表 7部
- ④ 会社概要が分かる資料（会社案内等） 7部

[対象業務に対応する種目について、仙台市契約規則第4条に規定する一般競争入札参加者名簿に登載されていないものにあたっては、以下も合わせて提出すること]

- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部
- ⑥ 消費税及び地方消費税に関する証明書 1部
- ⑦ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱第3条第1項の規定に基づく誓約書 1部
※所定の「(様式4) 誓約書」に記載すること。

《提出方法》

直接持参または郵送（郵送の場合は書留に限ります。）

《提出先》

参加表明書に同じ

提出期限：令和3年9月8日(水)17時必着

4. プレゼンテーションについて

日 程 令和3年9月10日（金）

場所・時間についての詳細は、追ってご連絡いたします。

説明時間 10分

質疑応答 10分程度

提案内容の説明者は2名以内とします。

IV. 提案について

1. 提案にあたっての留意点

- ・提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とします。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類は、返却しません。
- ・仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合があります。

2. 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効となります。

- ・応募資格要件に満たない者または委託契約者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなったものによる提案

- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・I. 1 に示す予算規模上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

3. 委託候補者の選定について

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、プレゼンテーション及び審査委員会により受託候補者を選定します。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

審査委員会では、4名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、4名の点数の合計点数（400点満点）が最も高い提案者を委託候補者とします。

	審査項目	評価の観点	配点
①	業務目的と整合性	・本事業の目的を十分に理解した提案内容か	10
②	内容の適正性	・仙台市及び仙台市市民局が提供する内容として適切か ・著作権法等の法令を遵守しているか	15
③	内容の魅力	・わかりやすく、効果的にPRできているか ・ターゲット（全世代・若者）への啓発効果が期待できるか ・PRする手法は、回数・ターゲット・媒体の組合せが適切であるか	30
④	独自性	・新しいアイデアや工夫があるか ・他社と比較して独自性があるか	15
⑤	実施体制※1	・委託業務を計画的かつ確実に遂行できるものであるか ・責任の所在が明らかになっているか	10
⑥	類似事例※2	・類似事例の件数及び実績	10
⑦	見積金額の妥当性	・事業内容と見積書の整合性が取れているか ・他社と同程度の事業内容の場合、見積額がより低廉であるか	10
計			100

※1 本業務を遂行する人員体制、主任担当予定者（指名、担当業務履歴）を掲載すること。

※2 類似事例は、事業名称、概要及び実績等を一覧形式で記載すること。

(3) 通知

審査結果は、全提案者に対して郵送で通知します。次点者にはその旨通知します。

提案書を特定（決定）されなかったものに対しては、特定しなかった旨及びその理由を書面にて通知します。上記の通知を受けた者は、通知した日から7日以内に非特定理由についての説明を求めることができます。

非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に書面で回答します。

(4) 次点者の取扱

委託候補者決定後、委託候補者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて委託候補者とする場合があります。

V. その他

1. その他

- (1) 要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
- (2) 本業務の実施にあたっては、提出された企画提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について提案書と別途協議の上、提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- (3) 本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、市と協議の上、業務の一部を委託することができます。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。

2. 問い合わせおよび提出先

仙台市市民局 生活安全安心部 消費生活センター 相談啓発係

担当者：佐藤・錦戸

住 所：〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル（三越定禅寺通り館）5階

電 話：022-268-7040

メールアドレス：sim004140@city.sendai.jp